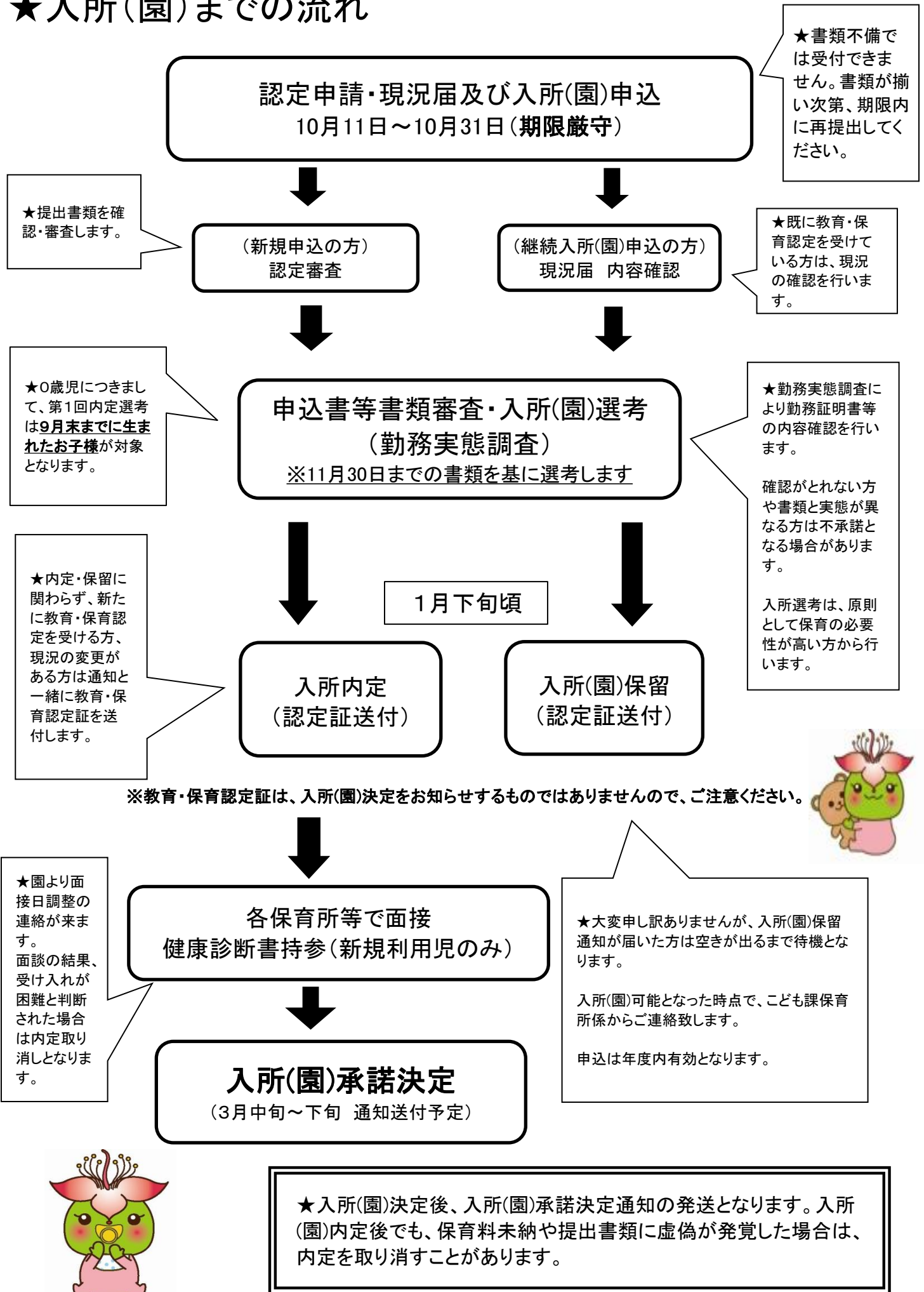




# ★入所(園)までの流れ



## 西原町保育所等入所申込日程表

入所希望日	申込受付開始日	申込受付締切日
令和5年4月1日	令和4年 10月11日(火)~	令和4年10月31日(月)
令和5年5月1日		令和5年3月10日(金)
令和5年6月1日		令和5年4月10日(月)
令和5年7月1日		令和5年5月10日(水)
令和5年8月1日		令和5年6月9日(金)
令和5年9月1日		令和5年7月10日(月)
令和5年10月1日		令和5年8月10日(木)
令和5年11月1日		令和5年9月8日(金)
令和5年12月1日		令和5年10月10日(火)
令和6年1月1日		令和5年11月10日(金)
令和6年2月1日		令和5年12月8日(金)
令和6年3月1日		

- ※ 期限を過ぎてのお申込は、次の入所希望日の選考対象となります。
- ※ 原則として、午後12時～午後1時の間は受付できません。
- ※ 育児休暇明けの入所(園)は、復職月の1ヶ月前より入所(園)対象となります。  
必ずしも希望の日に入所(園)できるとは限りませんのでご了承下さい。
- ※ 0歳児の申込は出生届提出後から可能ですが、入所(園)対象となるのは生後6ヶ月からです。
- ※ 転入予定の方は、一斉申込期間を過ぎるとお申込ができません。転入後、お申込ください。

## ★保育所等入所について

認可保育所(園)とは、保護者が働いていたり病気の状態にあるなど「保育の必要な事由」に該当する世帯に属する児童を、保護者に代わって保育することを目的としています。したがって、どの家庭の児童も無条件に入所(園)できるものではありません。なお「集団保育に慣れさせるため」などの理由では入所(園)の対象とはなりません。

## ★入所(園)対象児童

おおむね生後6ヶ月から小学校就学前までの児童のうち、保育の必要な事由に該当し、2号または3号認定を受け、入所(園)基準日(令和5年4月1日)において西原町内に住民票を有する世帯が対象です。お申込は出生届後から可能です。

## ★保育の必要性の認定

幼稚園や保育所等の利用を希望する場合は、「保育を必要とする認定」を受ける必要があります。認定された場合、【教育・保育認定証】を交付いたします。以下の点にご注意ください。

※【教育・保育認定証】は入所(園)決定をお知らせするものではありません。

※在園児の方、または令和4年度入所申請をして入所を待っている方の教育・保育認定証は、既に認定を受けていますので認定内容に変更が無い限り、送付いたしません。

認定区分	対象者	利用先
2号認定	満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所(園)・認定こども園
3号認定	満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所(園)・認定こども園 小規模保育

## ★保育必要量の区分

保護者の状況に応じて、保育の利用時間を以下の2つに認定します。

利用区分	保護者の状況	保育時間
保育標準時間	勤務時間もしくは就学時間が1週間あたり30時間以上、妊娠・出産、疾病に該当	最長11時間(原則8時間)
保育短時間	勤務時間もしくは就学時間が1週間あたり16時間以上30時間未満、求職活動中、育児休暇取得中	最長8時間

※保護者のいずれか一方が保育短時間に該当する場合は、保育短時間での利用となります。

## ★保育時間 通常保育は月曜日～土曜日(日曜・祝祭日及び年末年始は休園)

	7:15	18:15	19:15
標準時間	通常保育(11時間)		延長保育(平日のみ)
短時間	時間外保育	通常時間(8時間)	時間外保育 延長保育(平日のみ)
	7:15	8:15	16:15

※延長保育を実施していない園もございますのでご注意ください。(10ページ参照)

※園によって保育開始時間及び終了時間が異なります。詳細は各園までお問い合わせください。

※時間外保育を利用した場合は、別途利用料がかかります。(時間外保育1時間150円、月契約4500円)  
(延長保育1回利用300円、月契約3000円)

※保育に必要な事由の変更により保育時間が変更になる場合は、毎月23日までに書類をご提出ください。翌月からの変更となります。

## ★保育の必要な事由

- ①就労……………月64時間以上就労していること(パートタイム、夜間など全ての就労に対応)
- ②妊娠・出産……妊娠中であるか又は出産後間がないこと(入所期間:産前2ヶ月、産後2ヶ月)
- ③疾病・障害等…保護者が疾病・負傷している、又は精神もしくは身体に障がいを持っている
- ④看護・介護等…長期にわたり、疾病や心身に障がいのある親族を常時介護・看護していること
- ⑤災害復旧等…保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること
- ⑥求職活動………求職のため昼間外出することを常態としていること(入所期間:最長3ヶ月)
- ⑦就学……………月64時間以上学校や職業訓練校等に通学している(短時間の習い事や塾、教室等は除く)
- ⑧育児休業………育児休業取得時に、保育所(園)に在園しているお子様がいて継続利用が必要であること
- ⑨虐待やDVのおそれがあること
- ⑩その他、上記に類する状態として町長が認める場合

【例:死亡、離別(別居)、行方不明等のため保護者が児童と生活を共にしていない、など】



### ●出産を控えている方●

妊娠中の方は、就業の有無に関わらず「親子健康手帳(母子手帳)」、「診断書」、「妊娠届出書」などの【分娩予定日が記載されている書類】のコピーを必ず提出してください。出産日翌日から2ヵ月後の月末までに保育の必要性の事由に該当することの証明書(勤務証明書等)の提出がない場合は退所となります。



### ●育児休業中の方●

～既に保育所(園)を利用している児童～

児童の発達上、環境の変化に留意する必要がある場合や保護者の健康状態などを考慮し、継続利用が必要である場合には、保育の必要な事由に該当し認定を受けることができます。

～新規入所(園)を希望する児童～

新規でお申し込みの場合、育児休業を理由として教育・保育認定を受けることはできません。令和5年4月1日入所の場合、令和5年5月31日までに職場復帰することがお申し込みの条件となります。

※待機証明書等が必要な場合は、こども課窓口に申請ください。(発行には数日かかります。)

### ●求職活動でお申込の方●

求職申立書の有効期限は3ヶ月間となります。ただし、認定期間の延長が妥当と判断される場合は最長で6か月、認定することができます。期限を過ぎた場合は退所(園)、または待機児童リストから除外されますのでご注意ください。勤務が決まった方は速やかに「勤務証明書」を提出してください。

### ●転入予定の世帯●

西原町内に転入先住所が決定している場合は、一斉受付期間に限り転入予定としてお申込できます。しかし、町が指定する期限までに転入が確認できない場合は入所(園)できません。お申込の際は、役場指定の「転入予定申立書」と、「転入を予定していることが確認できる証明書」、「課税証明書」を提出してください。詳しくは、こども課窓口にお問い合わせください。



### ●児童にアレルギーや疾患等がある場合●

児童に食物アレルギーがある場合は、事前にこども課窓口にて詳しく状況を伝え、給食等の対応が可能か相談してください。また、病気や発育状況などで気になることがある場合も、こども課窓口へ相談してください。児童の状況によっては、医師の「診断書」が必要となります。

## ★保育料について

保育料は均一ではなく、課税状況・児童の年齢・世帯状況  
(生活保護世帯、ひとり親家庭、障がい者のいる世帯等)によって決定されます。

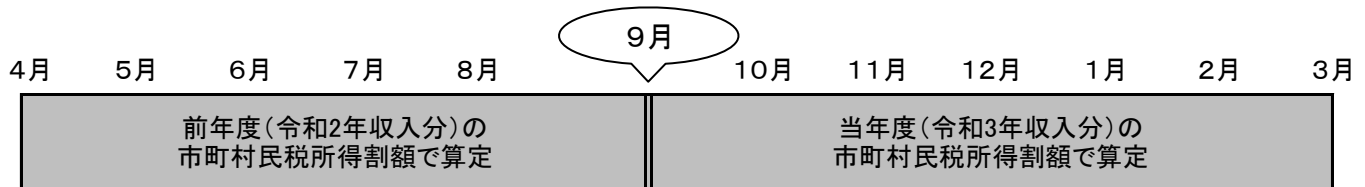
市町村民税所得割額(保護者合算)に応じて階層が決定されます。

- ・税額控除のうち「住宅借入金等特別控除」「寄付金控除」「配当控除」「外国税控除」を受けている方は、所得割額にこれらの控除額を足した額で階層が決まります。
- ・基本的には両親の課税状況で保育料を算定しますが、両親の収入が生活保護基準額を下回る場合は、同居親族の収入も保育料算定の対象となります。
- ・修正申告等により課税状況に変更が生じた場合や世帯状況の変更があった場合は、その都度こども課保育所係までご連絡ください。保育料が変更となる場合があります。
- ・保育料で過払いがあった場合は、過年度および当年度の未払い分に充てさせていただき残りを返還します。



### ①保育料の切り替え時期について

保育料は毎年9月に切り替えとなります。4月～8月分保育料は前年度市町村民税所得割額にて算定を行い、9月分以降の保育料は当年度市町村民税所得割額にて算定を行います。課税額に変更が生じた場合、保育料が変更となる可能性もありますので、予めご了承ください。



### ②多子軽減について

2人以上の児童が、認可保育所(園)または幼稚園等(★)に入所(園)している場合、保育料の多子軽減が適用されます。該当する世帯は『入園承諾書』または『在園証明書』の提出をお願いします。

(★)認定こども園、地域型保育事業施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所している、または児童発達支援及び医療方児童発達支援を利用している児童を含みます。



第1子  
基準額全額



第2子  
基準額の半額



第3子～  
無料

※保育料の納付期限は、**毎月10日(4月のみ20日)**です。

(ただし、土日・祝祭日に当たる場合は、翌営業日となります。)

※納付は原則、**口座振替**をお願いしています。以下の点にご注意ください。

保育所(園)と幼稚園にきょうだい児が入園している場合、登録できる口座は1つとなります。きょうだい児で別の口座を登録することはできませんので、ご了承ください。

# 保育料の階層区分及び保育料一覧



階層区分	各月初日の入所(園)児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)				
	定 義		0~2歳児クラス		3~5歳児クラス		
			標準	短時間	標準	短時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯		0	0			
第2-1階層	前年度(9月以降は当年度)の市町村民税非課税世帯	ひとり親・障がい児(者)のいる世帯	0	0			
第2-2階層		一般世帯	0 (0) [0]	0 (0) [0]			
第3-1階層	前年度(9月以降は当年度)の市町村民税所得割額(保護者合算)	48,600円未満	ひとり親・障がい児(者)のいる世帯	8,750 (0) [0]	8,550 (0) [0]		
第3-2階層			一般世帯	18,500 (9,250) [0]	18,100 (9,050) [0]		
第4-1階層		48,600円以上 77,101円未満	ひとり親・障がい児(者)のいる世帯	9,000 (0) [0]	9,000 (0) [0]		
第4-2階層			一般世帯	27,000 (13,500) [0]	26,500 (13,250) [0]		
第4-3階層		77,101円以上 97,000円未満		27,000 (13,500) [0]	26,500 (13,250) [0]		
第5階層		97,000円以上 169,000円未満		35,500 (17,750) [0]	34,800 (17,400) [0]		
第6階層		169,000円以上 301,000円未満		42,500 (21,250) [0]	41,700 (20,850) [0]		
第7階層		301,000円以上 397,000円未満		48,000 (24,000) [0]	47,100 (23,550) [0]		
第8階層	397,000円以上		63,000 (31,500) [0]	61,900 (30,950) [0]			

無償化により、3歳児以上のクラスは保育料が0円となっております。

※給食費については別途発生いたしますので、各園へお問い合わせください。  
また、給食費のうち副食費については、保護者の所得割額の合計が57,700円以上の世帯から発生します。ただし、第3子は57,700円以上の世帯であっても免除となります。

- \* 年度の途中で3歳児となり、認定が3号から2号に変更された場合でも、その年度末までは0~2歳児クラスとしての保育料になります。
- \* 第2-2階層から第8階層の( )は二人目半額、[ ]は三人目から無料であると示しています。
- \* 市町村民税非課税：「所得割額」に加え「均等割額」も非課税であることが条件となります。

※国の法改正により保育料が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## ★提出書類

～お申込をする全ての児童に必要な書類～

- ①教育・保育認定申請書兼現況届
- ②令和5年度保育所等入所申込書【在園児:ピンク 新入児:黄色】
- ③保育の必要な事由を証明する書類

※父・母・18歳以上65歳未満の同居者は全員必要です。

※3か月以内に証明された書類をご提出ください。



保護者の状況	必要書類
勤務または採用予定の方	勤務証明書 ※役場指定の様式 ※本人記入、日付・記入担当者印のないものは無効となります
自営業・内職・農業の方 ※株式・有限・合資会社などの法人組織の方は「勤務証明書」を提出してください。	自営業・農業申立書/内職証明書 ※役場指定の様式 営業許可証、委託契約書、組合等加入証明書などのコピー
育児休業中の方	勤務証明書 ※役場指定の様式 ※育児休業期間・職場復帰日の記入がないものは無効です
出産予定の方	親子健康手帳、妊娠届出書、診断書などのコピー ※出産予定日が記載されているものを提出してください
病気療養中の方	診断書 ※役場指定の様式
心身に障がいのある方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、 または障害基礎年金受給者証等のコピー ※上記証書等がない場合は、医師の診断書を提出してください
看護・介護にあっている方	看護(介護)状況申立書 ※役場指定の様式 看護・介護を受けている方の診断書、または身体障害者手帳などのコピー
就学している方	在学証明書 ※証明書がない場合は、合格通知書などのコピーを提出してください。 カリキュラム等授業・訓練等の日数・時間が確認できるもの
求職活動中の方	求職申立書 ※役場指定の様式 ハローワークカードなどのコピー
災害復旧中の方	罹災証明書

### ④入所申込み確認及び同意書

重要事項の確認となりますので、必ずお読みになり確認していただいた上でご署名をお願いします。

※役場指定の様式は、西原町のホームページから印刷可能です。不足・紛失・破損等により様式が必要な方は、ホームページもぜひご利用ください。(こども課窓口でも配布しています。)





世帯の状況確認に必要な書類

世帯の状況	提出書類
生活保護世帯	生活保護証明書
ひとり親世帯	児童扶養手当受給者証、母子及び父子家庭等医療費受給者証 または遺族基礎年金受給者証などのコピー ※上記証明書等がない場合は、離婚日が記載されている戸籍謄本を提出してください
障がい者(児)のいる世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証 または障害基礎年金受給者証などのコピー
里親世帯	里親委託証明書
申込児童にアレルギー・疾病がある世帯	児童の状況調査票
発達支援保育を希望する世帯	過去1年以内の発達検査等の結果が分かる書類、診断書または療育手帳、特別児童扶養手当証書等の写し 情報提供の同意書 児童の状況調査票
3歳児未満の申込世帯	保育所等保育料納付誓約書

保育料の算定に必要な書類 ※扶養に入っている方でも必ず提出してください。

申告の状況	提出書類	提出期限
・令和5年1月2日以降に西原町へ転入される方 ・単身赴任等で町外に住民票がある方	「令和4年度(令和3年収入分)所得課税証明書」	入所申込時に提出
	「令和5年度(令和4年収入分)所得課税証明書」 ※令和5年1月1日時点の住民登録市町村で発行可能	令和5年7月7日(金)
軍人・軍属の方	「2022 W-2(令和3年収入分が確認できるもの)」の写し	入所申込時に提出
	「2023 W-2(令和4年収入分が確認できるもの)」の写し	令和5年7月7日(金)

●注意事項●

申込書類を提出した後に家庭状況が変わった場合は、書類の再提出等が必要となります。その都度こども課保育所係までご連絡ください。なお、職場を退職し2ヶ月以上たつことが判明した場合は途中退所となります。

- |     |                |                     |
|-----|----------------|---------------------|
| 【例】 | * 離婚した場合       | * 出産(予定)の場合         |
|     | * 再婚した場合       | * 育児休業取得(予定)の場合     |
|     | * 勤務先が変わった場合   | * 祖父母等と同居になった場合     |
|     | * 税金の修正申告をした場合 | * 障がい者扶養世帯となった場合 など |



★一時保育事業

保護者の疾病や出産など、一時的に保育を必要とする児童が対象です。現在、保育士不足により事業を見合わせておりますが、実施予定園において職員体制が整い次第、再開予定です。詳しくは実施予定園へ直接お尋ねください。

★発達支援保育

発達が気になる児童及び心身に障がいのある児童で、保育の必要性が認められ集団生活において支援が必要な児童には、より丁寧な保育を行うことで子どもの発達を促します。こども課でご相談を。

# ★西原町保育施設一覧及び予定募集定員

※定員については、各施設の保育士の配置状況等により変動する場合があります。なお、さうんど保育園、西原保育園、こばとゆがふ保育園、うえはら保育園の4施設は、保育士不足により前年比で定員が減となりますが、保育士が確保され次第、施設定員に戻していく予定ですので、ご了承ください。

令和5年度実施園

保育所(園)名		定 員						所在地	延長 保育	子育て センター
		0才児	1才児	2才児	3才児	4才児 以上	計			
公立	坂田保育所	9	20	21	25	25	100	翁長665	○	/
認可	西原白百合保育園	12	24	24	24	36	120	翁長303	○	○
	愛和保育園	18	30	30	30	42	150	小那覇337-2	/	/
	さざなみ保育園	9	20	20	32	(4才児) 29	110	安室196-1	○	/
	さざなみ保育園(分園)	/	10	12	/	(5才児) 28	50	桃原76	○	○
	小川保育園	8	15	15	15	17	70	小橋川1-2	○	/
	さくらんぼ保育園	12	18	24	25	41	120	翁長523-12	/	/
	さわふじ保育園	12	18	24	24	22	100	小波津586-8	○	/
	さうんど保育園	6	/	/	18	36	60	棚原183-1	/	/
	さうんど保育園(分園)	/	12	18	/	/	30	棚原775	/	/
	西原保育園	12	18	18	18	34	100	与那城172	/	/
	こばとゆがふ保育園	12	12	12	18	36	90	棚原772-3	○	/
小規模・事業所	こばと保育園(小規模)	6	6	6	/	/	18	棚原772-1	○	/
	うえはら保育園(小規模)	6	0	6	/	/	12	上原2-32-2	○	/
	キティーハウス(事業所)	6	12	12	/	/	30	翁長591	○	/
認定こども園	善隣幼稚園	(1号(教育)) 園が利用決定しま	/	/	(満3歳児) 12	19	29	幸地1027-1	/	/
		(2号(保育))	/	/	(満3歳児) 3	7	14		24	/
	坂田こども園 (予定定員)	(1号(教育))	/	/	/	5	8	翁長626-1	○	/
		(2号(保育))	/	/	/	15	22		65	○

## Q.公立・認可保育園とは・・・

保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、家庭で子どもを十分に保育することができない場合に、保護者に代わってその子どもの養護および教育を一体的に提供する施設です。

公立保育所は西原町が、認可保育所は社会福祉法人等が運営する保育施設となります。

## Q.小規模・事業所内保育施設とは・・・

保育園と同様の機能を持ち、0～2歳までの少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的できめ細やかな保育を行います。事業所内保育施設の場合、定員から従業員枠を除いた枠を地域枠として町で利用調整します。

また、卒園児は連携施設や認可保育園の3歳児クラスへ優先的に利用調整を行います。

こばと保育園連携施設…こばとゆがふ保育園

キティーハウス連携施設…善隣幼稚園



## Q.認定こども園とは・・・

教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所の両方の機能を併せもつ施設です。

1号(教育)認定…園が利用決定します(善隣のみ)。教育時間 8:15～14:00

2号(保育)認定…町で利用調整します。保育時間 8:15～16:15(短時間) 7:15～18:15(標準時間)

# ★西原町保育施設一覽

**坂田 保育所 (TEL945-5306)**

キリスト教短期大学  
坂田幼稚園 □ 坂田保育所 ■  
坂田小学校 □  
坂田文具店 □ 玄米クリニック □  
役場 ↓

**西原百合保育園 (TEL945-4534)**

西原百合保育園 ■  
町立学校給食 □ 共同調理場 □  
東部消防 □ サンエー ↓  
西原中学校 □  
県道 38 号線

**愛和 保育園 (TEL945-4418)**

サンエー西原シティ □ JAおきなわ西原支店 □  
役場 □ 国道329号  
ふく薬品 □ 小那覇公民館 □  
西原東中学校 □ 愛和保育園 ■

**さざなみ 保育園 (TEL945-1164)**

さざなみ保育園 ■ □ 西原南小学校  
西原町中央公民館 □  
西原町立図書館 □ 西原町役場 □  
給油所 □ 金秀鉄鋼 □  
国道329号  
与那原 ← 中城 →  
ふく薬品 □

**さざなみ 保育園 (分園) (TEL945-3535)**

西原バスターミナル □  
糸数商店 □  
西原南小学校 →  
桃原構造改造センター □  
さざなみ保育園 ■ 分園

**小川 保育園 (TEL946-6057)**

エリスリーナ ← □ 西原町商工会  
小川保育園 ■  
西原中学校 □ □ ファミリーマート  
国道38号  
浦添 ← 役場 →  
小橋川バス停 ○

**さくらんぼ 保育園 (TEL946-1340)**

さくらんぼ保育園 ■  
役場 ← 浦添 →  
西原高校 □ □ マックスバリュ

**さわふじ 保育園 (TEL946-2540)**

金秀鉄鋼 さわふじ保育園 ■ □  
国道 329 号線 □ ふく薬品  
小波津川

**さうんど 保育園 (TEL945-2397)**

さうんど保育園 ■  
西原高校 ← 国道 29 号 → 上原交差点 →  
みみずく亭 □ ローソン □ 棚原店 □

**さうんど 保育園 (分園) (TEL943-3032)**

さうんど保育園 分園 ■  
さうんど保育園 □  
西原高校 ← 国道 29 号 → 上原交差点 →  
みみずく亭 □ ローソン □ 棚原店 □

**西原 保育園 (TEL943-3727)**

西原小学校 □ 西原町中央公民館 □  
西原保育園 ■  
西原町立図書館 □ 西原町役場 □  
国道 329 号線  
与那原中城 ↓

**こぼとけがふ 保育園 (TEL946-5817)**

こぼとけがふ保育園 ■ (小規模)  
こぼとけがふ保育園 (分園) □  
さうんど保育園 (分園) □  
西原高校 ← 国道 29 号 → 上原交差点 →  
みみずく亭 □ ローソン □ 棚原店 □

**こぼとけ 保育園 (小規模) (TEL945-6828)**

こぼとけがふ保育園 □  
こぼとけ保育園 (小規模) ■  
さうんど保育園 (分園) □  
さうんど保育園 □  
西原高校 ← 国道 29 号 → 上原交差点 →  
みみずく亭 □ ローソン □ 棚原店 □

**うえはら 保育園 (小規模保育施設) TEL917-4234**

琉球大学  
モスバーガー □  
うえはら保育園 ■  
国道34号線  
我古交差点 ← 上原交差点 →  
うえはら保育園 専攻上級回廊 □  
櫻原 □ 琉大附属病院 ■

**キティーハウス (事業所内保育所) TEL943-0011**

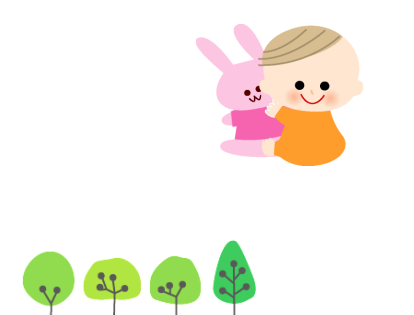
キティーハウス (前田産業ビル内) ■  
マックスバリュ-坂田店 □  
沖縄銀行西原支店 □  
前田交差点 ← 坂田交差点 → 小那覇交差点 →  
上原交差点 ↑ 那覇 ↓

**善隣幼稚園 TEL944-5344**

善隣幼稚園 ■  
ファミリーマート □  
ヘアチフェイスビビッド □  
ローソン □  
アドベンチストデジタルセンター □  
首里 ← 坂田交差点 →

**坂田こども園**

キリスト教短期大学  
坂田こども園 ■  
坂田保育所 □  
坂田小学校 □  
坂田文具店 □ 玄米クリニック □  
浦添 ← 役場 ↓



# ★入所(園)選考基準表

下記の基準表をもとに点数をつけ、優先度を判断します。

入所決定は、書類審査・調査（電話等）により保育の必要性が高い方から行います。

区分		適用細目				点数			
		(A) 就労日数	点数	(B) 1日の就労時間(休憩含む)	点数	父 (A)+(B)	母 (A)+(B)		
保護者の状況(保育の必要な事由)	勤務・自営業	勤務状況	月21日以上(5日/週)	5	8時間以上	5			
			月16日～20日(4日/週)	4	6時間以上8時間未満	4			
			月12日～15日(3日/週)	3	4時間以上6時間未満	3			
			月12日未満	2	4時間未満	2			
	労働調整点	採用予定・自営業開業予定の場合				-1			
		自営業者において、確定申告書(青色)写しの提出及び、営業許可等写しの提出又は、自営業を証明する添付書類等の提出が無い場合				-2			
		自営業協力者(代表者が親族の場合)において、給与申告の内容が把握できる書類の提出が無く、勤務実態が客観的に確認できない場合				-2			
		医師の診断書による勤務制限がある場合(勤務状況の基準点が8点以下の場合が加算対象になります)				+2			
	求職活動	ハローワーク等に通い求職活動が確認できる場合(入所期間:最長3ヶ月)※証明書・申立書提出				4	4		
	就学	大学・各種専門学校・職業訓練校等に通学している者(短時間の習い事、塾、教室等除く)				7	7		
	妊娠・出産	分娩予定日(R 年 月 日) ※入所期間:産前・産後各2月					8		
	育児休業	育児休業取得時にすでに施設を利用している子どもがあり、継続利用が必要な者				7	7		
		育児休業取得者で新規申込希望 ※復帰予定日(R 年 月 日)				6	6		
	疾病・障害	疾病・入院	長期入院(1ヶ月以上)又は常時臨床				10	10	
			安静を要するもの				9	9	
		居宅内療養	精神等長期加療を要するもの				8	8	
			通院中	週3回以上				7	7
				週1～2回				6	6
		月3回以下				5	5		
	障害者	身体障害者手帳4級				6	6		
身体障害者手帳2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A1、A2 ※1				10	10				
身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1、B2 ※2				8	8				
介護・看護	介護・看護	①寝たきり、重度心身障害者等の全介護(要介護4以上又は※1の場合)				9	9		
		②常時観察と介護(食事・排泄・入浴)を要する場合(全介護を除く)(※2の場合)				8	8		
		上記①②に該当し、かつ別居の場合				-1	-1		
	通院(学)付き添い	週5日以上				6	6		
		週3～4日				5	5		
週2回以下				4	4				
虐待・DV等	虐待やDVのおそれがある				10	10			
災害復旧	災害によって自身の家屋等が災害を受け復旧にあたっている者				10	10			
不存在	死亡・離別・行方不明等				20	20			
その他	( )								
基礎基準点			小計 1						
保育必要量	保育標準時間(勤務時間が30時間以上/週の方が対象)					2			
	保育短時間(勤務時間が16時間以上30時間未満/週の方が対象)					1			
必要量点			小計 2						
優先利用事由	生活保護世帯		+2	調整点	多子世帯(就学前児童3名以上)※保育料未納世帯除く		+1		
	ひとり親世帯(児童扶養手当受給等)		+14		18歳以上65歳以下の同居者(但し、全日制高校に通学中の方を除く)で、上記類型以外に保育が困難な特別な事情がないもの	18歳～59歳	-2		
	ひとり親世帯(離婚調停中等)		+12			60歳～65歳	-1		
	生計中心者の失業		+2		保育料及び給食費未納世帯※未納月数に応じて減点(-5～-20点)				
	虐待・DV等	児相等依頼あり	+20		児童福祉の観点から町長が特に保育が必要と判断した場合(適宜)				
		支援施設利用	+12						
	障がい児		+1						
	育児休業明け		+1						
	兄弟同時利用(同一の保育所希望)		+1		小計 4				
保育士・幼稚園教諭等(+5～+20点)			総合計						
小計 3			(小計 1+2+3+4)						